



自動車税環境性能割の あらまし

自動車を取得したときに、一度だけ納めていただく税金です。

納める人

- 県内に主たる定置場のある自動車を取得した方
- 割賦販売などで自動車販売会社等に所有権が留保されている場合には、買った方

納める額

- 営業用の自動車 取得価額の最大2%※
- 自家用の自動車 取得価額の最大3%※

※ 燃費基準の優れた自動車は、税率(%)が軽減されます。

また、取得価額が50万円以下のときには課税されません。

申告と納税

運輸支局で登録するときに、鹿児島地域振興局自動車税課へ申告して納めます。

減免制度等

一定の要件に該当する身体障害者、精神障害者又は知的障害者のために使用される場合には、税が減額される場合があります。

また、一定の燃費基準を満たす低燃費車等についても税が減額されます。



市町村への交付

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%相当額は、県内の市町村へ交付されます。

自動車税種別割の問い合わせ先

名 称	電話 番 号
鹿児島地域振興局 自動車税課	099-261-5611
鹿児島地域振興局 納税課	099-805-7246
南薩地域振興局 県税課	0993-52-1315
北薩地域振興局 県税課	0996-25-5202
始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-8116
大隅地域振興局 県税課	0994-52-2094
熊毛支庁 県税課	0997-22-0063
大島支庁 県税課	0997-57-7225

自動車税種別割・環境性能割の問い合わせ先

鹿児島地域振興局自動車税課
〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目5-1 ☎099-261-5611